

改正

昭和44年12月20日規則第35号

昭和46年5月18日規則第30号

昭和48年4月1日規則第9号

昭和50年4月1日規則第17号

昭和52年4月1日規則第15号

昭和53年2月10日規則第6号

昭和54年10月1日規則第29号

昭和55年2月25日規則第2号

昭和55年4月1日規則第7号

昭和56年4月25日規則第20号

昭和57年8月1日規則第28号

昭和58年2月26日規則第6号

平成2年10月1日規則第25号

平成3年7月1日規則第28号

平成4年5月1日規則第28号

平成5年4月1日規則第18号

平成6年4月1日規則第17号

平成7年4月1日規則第13号

平成8年4月1日規則第12号

平成9年4月1日規則第29号

平成10年4月1日規則第28号

平成10年7月13日規則第47号

平成10年9月29日規則第54号

平成11年4月1日規則第21号

平成12年3月31日規則第34号

平成12年12月29日規則第71号

平成14年4月1日規則第34号

平成14年12月30日規則第66号
平成15年4月1日規則第18号
平成17年10月1日規則第53号
平成19年4月1日規則第22号
平成19年10月1日規則第41号
平成20年10月17日規則第46号
平成22年3月31日規則第26号
平成22年11月30日規則第43号
平成24年3月16日規則第13号
平成25年3月25日規則第8号
平成25年12月25日規則第39号
平成26年3月26日規則第16号
平成26年9月18日規則第51号
平成27年3月16日規則第6号
平成27年12月28日規則第56号
平成28年3月16日規則第6号
平成28年9月26日規則第36号
平成30年2月28日規則第3号
平成31年3月27日規則第19号
令和元年10月31日規則第44号
令和2年1月6日規則第1号
令和2年3月10日規則第2号
令和2年8月24日規則第48号
令和2年10月23日規則第53号
令和3年3月23日規則第11号
令和3年8月4日規則第39号

千歳市営住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市営住宅条例（昭和43年千歳市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅及び共同施設の整備基準)

第2条 条例第3条第4項に規定する市営住宅及び共同施設の整備基準は、第2条の3から第2条の14までに定めるところによる。

(種類、位置及び構造等)

第2条の2 条例第3条の2に規定する市営住宅の種類、位置及び構造等は、別表のとおりとする。

(位置の選定)

第2条の3 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第2条の4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第2条の5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第2条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすこと

なく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第2条の7 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）

は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第2条の8 住戸内の各部には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第2条の9 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第2条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生及び利便並びに良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第2条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保するように考慮されたものでなければならない。

(集会所)

第2条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保するように考慮されたものでなければならない。

(広場及び緑地)

第2条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮され

たものでなければならない。

(通路)

第2条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(入居者の資格)

第3条 条例第5条第2項の市長が別に定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 ア又はイに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が条例第5条第2項ただし書又は条例第39条第1項第2号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居の申込み)

第4条 条例第6条の規定による入居の申込みは、市営住宅入居申込書（第1号様式）に、給与証明書（第2号様式の1）又は収入報告書（第2号様式の2）を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、同項に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(入居の許可)

第4条の2 市長は、条例第7条、条例第8条第2項又は条例第40条第2項の規定により入居者を決定した場合は、当該決定者に対し、市営住宅入居決定書（第3号様式）を交付する。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定した場合は、当該決定者に対し、当該市営住宅の借上期間の満了時に明渡しを要する旨の条件を付すものとする。

(入居変更の申請)

第5条 入居住宅の変更を希望する者は、市営住宅入居変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認は、市営住宅入居変更承認書（第5号様式）による。

(請書)

第6条 条例第9条第1項の請書は、市営住宅入居請書（第6号様式）による。

第7条 削除

(入居可能日の通知)

第8条 条例第9条第4項に規定する入居可能日の通知は、市営住宅入居可能日通知書（第8号様

式)による。

(同居者の異動届)

第9条 入居者は、出生、死亡、結婚、転出、別居等により、同居者に異動を生じたときは、速やかに市営住宅同居者異動届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(同居の申請)

第10条 条例第10条第1項の規定による同居の承認に係る申請は、市営住宅同居承認申請書(第10号様式)による。

2 前項の承認を受けることができる者は、入居者の3親等以内の親族とする。

3 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居の承認をしないことができる。

(1) 家賃を累積して3月以上滞納しているとき。

(2) 当該承認後における収入が、公営住宅の入居者にあつては条例第5条第1項第2号に規定する額を、改良住宅の入居者にあつては条例第29条第3項に規定する額を超えることとなるとき。

(3) 条例第24条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 条例第48条第1項各号に掲げる行為が確認されたとき。

(5) 市営住宅又は共同施設について公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第27条第1項から第5項までの規定を遵守しないとき。

4 第1項の承認は、市営住宅同居承認書(第11号様式)による。

(名義変更の申請)

第11条 条例第11条第1項の規定による名義変更の許可に係る申請は、市営住宅入居名義人変更許可申請書(第12号様式)による。

2 条例第11条第1項の規定により許可を受けた者は、市営住宅入居申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(名義変更の許可)

第12条 条例第11条第2項に規定する名義変更の許可を受けることができる者の範囲は、名義変更の事由の発生する際に入居名義人の同居者であつた配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があるものであつて、当該事由が次のいずれかによるものであるものとする。

(1) 入居名義人の死亡

(2) 入居名義人との離婚(内縁関係及び婚姻の予定の解消を含む。)

2 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、名義変更を許可しないことができる。

(1) 家賃を累積して3月以上滞納しているとき。

(2) 当該許可後における収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条第1項に規定する額を超えることとなるとき。

(3) 条例第24条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 条例第48条第1項各号に掲げる行為が確認されたとき。

(5) 市営住宅又は共同施設について法第27条第1項から第5項までの規定を遵守しないとき。

(家賃の通知)

第13条 条例第12条に規定する家賃の決定に係る通知は、市営住宅使用料納入通知書(第13号様式)による。

2 条例第11条第1項の規定による名義変更をした場合の家賃の額及び納期限の通知は、前項の規定を準用する。

(家賃の納付方法)

第14条 入居者は、前条第1項の市営住宅使用料納入通知書により家賃を納付するものとする。ただし、口座振替により納付する場合は、この限りでない。

(条例第12条第2項に規定する市長が定める数値)

第15条 条例第12条第2項に規定する市長が定める数値は、1から次に掲げる数値を全て減じたものとする。

(1) 公営住宅の所在する地区の固定資産税評価相当額を勘案し、0から0.15の範囲内で市長が別に定める数値

(2) 公営住宅の附帯設備の状況から勘案し、0から0.15の範囲内で市長が別に定める数値

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請)

第16条 条例第13条又は条例第16条第4項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免申請書(第14号様式)又は市営住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書(第15号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、市営住宅家賃(敷金)減免承認書(第16号様式)又は市営住宅家賃(敷金)徴収猶予承認書(第17号様式)による。

(家賃の減免)

第17条 条例第13条第1号の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額は、次に掲

げる方法により算出した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 生活保護法の規定による扶助を受けている者については、家賃月額と住宅扶助月額との差額を減じた額

(2) 前号に規定する以外の者については、その世帯の収入月額が生活保護法による当該世帯に係る基準生活費に達しない場合であつて、その有する資産の状況を参酌しても家賃を納めることが困難な者とし、当該世帯の収入月額を生活保護法による当該世帯に係る基準生活費で除して得た割合（小数点第3位以下切捨てとする。）が0.5以上にあつては0.5の割合を、0.5未満にあつてはその割合を月額家賃に乗じて得た額

(3) 前号に規定する者のうち、70歳以上の者のみで構成されている世帯又はこれらの者と18歳未満の者のみで構成されている世帯については、前号で得られた額に0.8の割合を乗じて得た額

2 条例第13条第2号から第4号までの規定により家賃の減額を行う場合の減額基準については、前項の規定を準用する。

3 条例第13条第5号の規定により家賃の減額を行う場合は、その都度減額基準及び額を決定する。

4 家賃の免除を行う場合は、市長が別に定める。

(敷金の減免)

第18条 条例第16条第4項の規定による敷金の減免については、前条の規定を準用する。

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の期間)

第19条 家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の取消し)

第20条 市長は、条例第13条又は条例第16条第4項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けている者について、当該減免又は当該徴収猶予の必要がないと認めるときは、当該減免又は当該徴収猶予を取り消す。

(日割家賃の計算方法)

第21条 条例第14条第4項の日割家賃の計算方法は、月額家賃を当該月の日数で除した額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(延滞金の減免)

第22条 条例第15条第3項に規定する延滞金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者について

行うものとする。

- (1) 条例第13条第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- (2) 納付義務者の責めによらない事由により、納付が遅延した者
- (3) その他納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる者

2 前項の減免を受けようとする入居者は、市営住宅延滞金減免申請書（第18号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の承認は、市営住宅延滞金減免承認書（第19号様式）による。

（収入申告の方法）

第23条 条例第18条第1項に規定する収入の申告は、市営住宅収入申告書（第20号様式）に第4条第1項に規定する給与証明書又は収入報告書のほか、必要な書類を添付して行うものとする。

（収入の認定及び更正）

第24条 条例第18条第4項の規定による収入の額の認定に係る通知は、市営住宅収入認定通知書（第21号様式）による。

2 入居者は、前項の通知を受けた場合において、条例第18条第5項の意見を述べようとするときは、通知を受けた日から14日以内に理由を付して市営住宅収入認定に対する意見申立書（第22号様式）により意見を述べなければならない。

3 市長は、入居者から前項の規定による意見が述べられたときは、その意見が述べられた日から30日以内に市営住宅収入認定更正通知書（第23号様式）又は市営住宅収入認定意見棄却通知書（第24号様式）により当該入居者に通知するものとする。

（収入超過者等に対する認定等）

第25条 条例第19条第1項の規定による収入超過者の認定に係る通知は、市営住宅収入超過認定通知書（第25号様式）による。

2 条例第20条第1項の規定による高額所得者の認定に係る通知は、市営住宅高額所得者認定通知書（第26号様式）による。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の場合において準用する。

4 条例第19条第3項及び条例第20条第3項の規定による通知は、市営住宅収入認定更正通知書（第23号様式）による。

（明渡しの請求）

第26条 条例第22条第1項及び条例第24条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求は、市営住宅明渡し請求書（第27号様式）による。

(条例第22条第4項に規定する市長が定める額)

第27条 条例第22条第4項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額とする。

(新たに整備される公営住宅への入居の申出)

第28条 条例第26条の規定による入居の申出は、公営住宅建替事業入居希望申出書(第28号様式)による。

(割増賃料)

第29条 条例第31条第1項後段に規定する改良住宅に係る収入超過者の割増賃料の額は、同項の規定により算出された額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。

(条例第35条第3項に規定する基準)

第30条 条例第35条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の所得が、139,000円を超えていること。
- (2) 所得がある入居者のうちに、50歳未満のものがあること。
- (3) 前2号の入居者の所得が、当該年の前年の所得を超えていること。

(市営住宅に関する規定の準用)

第31条 第4条の2から第24条まで、第26条及び第28条の規定は、条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合について準用する。この場合において、第4条第1項及び第23条中「収入報告書」とあるのは「所得報告書」と、第10条第3項第2号中「収入が、公営住宅の入居者にあつては条例第5条第1項第2号」とあるのは「所得が条例第29条第3項」と、第12条第2項第2号中「収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条第1項」とあるのは「所得が条例第35条第2項」と、第23条中「市営住宅収入申告書」とあるのは「市営住宅所得申告書」と、同条及び第24条第1項中「収入の」とあるのは「所得の」と、第24条第1項中「市営住宅収入認定通知書」とあるのは「市営住宅所得認定通知書」と、同条第2項中「市営住宅収入認定に対する意見申立書」とあるのは「市営住宅所得認定に対する意見申立書」と、同条第3項中「市営住宅収入認定更正通知書」とあるのは「市営住宅所得認定更正通知書」と、「市営住宅収入認定意見棄却通知書」とあるのは「市営住宅所得認定意見棄却通知書」と、第26条中「第22条第1項及び条例第24条第1項」とあるのは「第24条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条から第12条まで、第14条から第22条まで及び第26条の規定は、条例第38条の規定により公営住宅の用途を廃止して単独住宅として使用させる場合について準用する。この場合において、第10条第3項第2号中「公営住宅の入居者にあつては条例第5条第1項第2号」とあるのは「単独住宅の入居者にあつては条例第39条第1項第1号」と、同項第3号中「第24条第1項各号」と

あるのは「第24条第1項各号（第1号を除く。）」と、第12条第2項第2号中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第9条第1項」とあるのは「条例第39条第1項第1号」と、第26条中「第22条第1項及び条例第24条第1項」とあるのは「第24条第1項」と読み替えるものとする。

（駐車場使用者の資格）

第32条 駐車場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 入居者又は同居者が自ら使用するために駐車場を必要としているものであること。
- （2） 入居者が公営住宅法第32条第1項第1号から第5号までの規定に該当していない者であること。

2 入居者又は同居者が使用できる駐車場は、1住戸につき1区画とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（駐車場使用料の申込み及び許可）

第33条 駐車場を使用しようとする者は、市営住宅駐車場使用申込書（第29号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な書類の提出を求めることができる。

（駐車場使用者の決定）

第34条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が別に定めるところにより、公正な方法で選考し、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者について特別の理由がある場合で、市長が駐車場を使用させることが必要と認めるときは、この限りでない。

（駐車場使用許可書の交付）

第35条 市長は、前条の規定により駐車場の使用者を決定した場合は、当該駐車場の使用者に対し、市営住宅駐車場使用許可書（第30号様式。第44条において「許可書」という。）を交付する。

（駐車場の使用料）

第36条 条例第44条第3項の規則で定める使用料の額は、1区画につき月額2,500円とする。

2 条例第44条第3項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額とする。

- （1） 駐車場の整備に要した費用を、期間を20年とし、利率を年6分として毎年元利均等に償却するものとして算出した額

(2) 市長が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格に100分の4を乗じて得た額

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の徴収を猶予することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認められるとき。

(2) 近傍同種の駐車場との使用料の均衡上必要があると認められるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。

(駐車場使用料の徴収)

第37条 使用料は、市長が指定した使用可能日から駐車場の返還のあつた日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末日（12月にあつては25日とし、月の途中で返還した場合にあつては返還した日とする。）までに、その月分を納付しなければならない。

3 使用者が新たに駐車場の使用を開始した場合又は返還した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料は日割使用料とし、日割使用料の計算方法は第21条の規定を準用する。

4 使用者が市長に届け出ることなく駐車場の使用を中止した場合においては、市長が返還の日を認定し、前項の規定により算出した使用料を徴収する。

(駐車場使用料の減免)

第38条 駐車場使用料は、次の各号のいずれかに該当する者について、当該各号に定める割合を減額するものとする。

(1) 入居者又は同居者であつて身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの（身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別が4級以上のものに限る。）、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けているもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの（次項に該当する者を除く。） 5割

(2) その他市長が特に必要と認める者 その都度市長が定める割合

2 入居者又は同居者が常時の介護を必要と認められる者で、前項第1号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものについては、駐車場の使用料を免除する。

(駐車場使用料の減免又は徴収猶予の申請)

第39条 駐車場使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免申請書(第31号様式)又は市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項第1号又は第2項の規定により駐車場使用料の減免を受けようとする者は、前項の市営住宅駐車場使用料減免申請書に同号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付しなければならない。

3 第1項の規定による申請に対する承認は、市営住宅駐車場使用料減免承認書(第33号様式)又は市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認書(第34号様式)による。

(駐車場使用料の減免又は徴収猶予の期間)

第40条 駐車場使用料の減免又は徴収猶予の期間は、申請日の属する月からその月の属する年度の3月31日までとする。ただし、減免又は徴収猶予期間中に当該減免又は徴収猶予の要件に該当しなくなる場合は、この限りでない。

(駐車場使用料の減免又は徴収猶予の取消し)

第41条 市長は、第38条の規定により駐車場使用料の減免又は徴収猶予を受けている者について、当該減免又は当該徴収猶予の必要がないと認めるときは、当該減免又は当該徴収猶予の承認を取り消すものとする。

(駐車場使用料の通知)

第42条 駐車場使用料の額及び納入期日の通知は、市営住宅駐車場使用料納入通知書(第35号様式)による。

(駐車場使用料の納入方法)

第43条 駐車場の使用者は、口座振替により納入する場合を除き、前条の市営住宅駐車場使用料納入通知書により駐車場使用料を納入するものとする。

(使用状況変更届)

第44条 駐車場の使用者は、保管している車両の変更等により許可書の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに市営住宅駐車場使用状況変更届(第36号様式)を市長に提出しなければならない。

い。

(駐車場の返還)

第45条 駐車場の使用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日までに市営住宅駐車場返還届(第37号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、退去等により住宅を明け渡した場合は、この限りでない。

(駐車場の使用許可の取消し)

第46条 条例第44条第4項の規定による駐車場の使用許可の取消し及び明渡しの請求は、市営住宅駐車場使用許可取消通知書(第38号様式)による。

(条例第45条ただし書の規則で定める小修繕等)

第47条 条例第45条ただし書の規則で定める小修繕等は、次に掲げるものとする。

- (1) 破損ガラスの入替え、鍵、電球若しくは蛍光管の取替え又は物干し台若しくは物干し竿の取替え若しくは修理
- (2) 敷地内の通路、庭及び住宅周辺の環境整備
- (3) 前2号に定めるもののほか、これらに類似するもの

(修繕箇所)

第48条 入居者は、当該市営住宅に市が負担すべき修繕箇所が生じたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(住宅不在の届出)

第49条 条例第48条第1項第1号の規定による届出は、市営住宅不在届(第39号様式)による。

(用途変更の申出)

第50条 条例第48条第1項第3号ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用する場合の承認に係る申請は、市営住宅一部用途変更申出書(第40号様式)による。

2 前項の承認は、市営住宅一部用途変更承認書(第41号様式)による。

(用途変更の承認の基準)

第51条 前条に規定する承認の基準は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 物置の一部を風呂場に併用する場合
- (2) 市営住宅の一部を小規模店舗に併用する場合

(模様替え等の申出)

第52条 条例第48条第1項第4号ただし書の規定による市営住宅の模様替え若しくは増築又は市営住宅の敷地内に建物その他の工作物を設ける場合の承認の申請は、市営住宅模様替、増築、建物

等設置申出書（第42号様式）による。

2 前項の承認は、市営住宅模様替、増築、建物等設置承認書（第43号様式）による。

（模様替え等の承認基準）

第53条 前条に規定する模様替え、増築、建物等の設置は、やむを得ない事情があると認められるものに限り、承認するものとする。

（退去の手続）

第54条 条例第49条第1項の規定による市営住宅の退去の届出は、市営住宅退去届（第44号様式）及び市営住宅敷金返還請求書（第45号様式）による。

2 条例第49条第2項ただし書の規定による原状回復の免除に係る承認の申請は、市営住宅原状回復免除申出書（第46号様式）による。

3 前項の承認は、市営住宅原状回復免除承認書（第47号様式）による。

（住宅管理人）

第55条 条例第50条に規定する住宅管理人は、市長が指定する市営住宅又は地域に居住し、その地域内の市営住宅（以下「所管住宅」という。）を管理するものとする。

第56条 住宅管理人は、市長が委嘱する。

2 住宅管理人の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第57条 住宅管理人は、条例及びこの規則の規定並びに市長の指示に従い、かつ、市営住宅の入居者がこれに違反しないように注意を怠つてはならない。

第58条 住宅管理人は、所管住宅又は入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に報告し、指示を受けなければならない。

- （1）住宅の転貸、無断入居若しくは退去又は無許可の増築、模様替え若しくは建物等の設置の行為があつたとき。
- （2）住宅の維持管理上修繕を要する破損が生じたとき。
- （3）その他報告を要すると認められる事項があるとき。

第59条 住宅管理人は、所管住宅の入居者から用途変更、模様替え、増築、建物等の設置、入居名義人変更、同居者異動又は同居に関する申請又は届出があつたときは、その事実を調査し、意見を付して市長に報告するものとする。

第60条 住宅管理人は、所管住宅について入居し、又は退去しようとする者があるときは、その都度立会検査を行い、退去する者に弁償させる必要があると認めるときは、その理由を速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

第61条 市長は、住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該住宅管理人を解嘱する。

- (1) 本人の願い出によりやむを得ないと認められるとき。
- (2) 職務上不正の事実があつたとき。
- (3) その他住宅管理人として不相当と認められるとき。

(住宅検査員の証票)

第62条 条例第51条第3項の身分を示す証票は、第48号様式による。

(指定管理者による管理)

第63条 条例第54条第1項の規定により指定管理者に市営住宅（共同施設を含む。）の管理を行わせる場合にあつては、第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項、第9条、第11条第2項、第33条第2項、第39条第1項、第44条、第45条、第48条並びに第56条から第61条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2、第24条第3項及び第35条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、第16条第1項及び第22条第2項中「市長に提出し、」とあるのは「指定管理者に提出し、市長の」と、第33条第1項中「市長に提出し、その」とあるのは「指定管理者に提出し、市長の」と、第37条第4項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、第48条中「市が」とあるのは「指定管理者が」とする。

(審議会)

第64条 条例第57条第1項の千歳市営住宅審議会（次条及び第66条において「審議会」という。）

は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係する市の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第65条 審議会の庶務は、市営住宅担当課において行う。

(委任)

第66条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第67条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25条の規定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月20日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 5 月18日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和48年 4 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 4 月 1 日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 4 月 1 日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年 2 月10日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月 1 日規則第29号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 千歳市営住宅条例の一部を改正する条例（昭和54年千歳市条例第19号）附則第 2 項の規定により、千歳市営住宅審議会委員となつた委員の任期は、第29条の規定にかかわらず、この規則の規定による改正前の千歳市営住宅条例施行規則に定める千歳市営住宅入居者選考委員会委員の残任期間とするものとする。

附 則（昭和55年 2 月25日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 4 月25日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 8 月 1 日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年 2 月26日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年10月 1 日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年5月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の千歳市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条から第12条、第28条から第30条及び第33条から第36条までの規定は適用せず、この規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第9条、第10条、第24条及び第27条の規定は、なお、その効力を有する。

3 改正後の規則第9条から第12条及び第28条から第30条までの規定による家賃の決定又は減免の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、改正後の規則の例によりすることができる。

4 平成10年4月1日以前に改正前の規則によってした請求、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成10年4月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月13日規則第47号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日規則第54号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第34号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月29日規則第71号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成15年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成20年10月17日規則第46号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第26号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定、第18号様式の改正規定及び第44号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に56歳以上の者に係る入居者の資格については、この規則による改正後の千歳市営住宅条例施行規則第3条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成25年3月25日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成25年12月25日規則第39号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年9月18日規則第51号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成27年12月28日規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条から第11条までの規定による改正前の千歳市税条例施行規則、千歳市生活保護法施行細則、千歳市子ども医療費助成条例施行規則、千歳市未熟児養育医療給付に関する規則、千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、千歳市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、千歳市児童福祉法施行細則、千歳市助産施設条例施行規則、千歳市訪問給食サービス事業実施規則、千歳市国民健康保険条例施行規則及び千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成28年3月16日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千歳市営住宅条例施行規則第18条第1号の規定は、この規則の施行の日以後に市営住宅を退去する入居者に係る小修繕等について適用し、同日前に市営住宅を退去した入居者に係る小修繕等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年9月26日規則第36号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日規則第3号)

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和元年10月31日規則第44号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年1月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月10日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和2年8月24日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月23日規則第53号）

この規則は、令和2年10月30日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年8月4日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表（第2条の2関係）

公営住宅

建設年度	位置	構造	型式	戸数
昭和40年度	富丘4丁目	簡易耐火平家建	2DK	46
昭和40年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	4
昭和41年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	2DK	70
昭和41年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	8
昭和42年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	2DK	90
昭和42年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	8
昭和43年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	2DK	44
昭和43年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	3DK	28
昭和43年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	4LDK	19
昭和43年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	8
昭和44年度	富丘2・3・4丁目	簡易耐火平家建	2DK	70
昭和44年度	富丘3・4丁目	簡易耐火平家建	3DK	24
昭和44年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	8
昭和45年度	富丘2・3・4丁目	簡易耐火平家建	2DK	44
昭和45年度	富丘2・3・4丁目	簡易耐火平家建	3DK	10
昭和45年度	富丘4丁目	簡易耐火2階建	3LDK	4
昭和48年度	支笏湖温泉番外地	簡易耐火2階建	3DK	10
昭和49年度	弥生2丁目	簡易耐火平家建	3DK	32
昭和49年度	弥生2丁目	簡易耐火2階建	3DK	18
昭和49年度	弥生2丁目	簡易耐火平家建	3DK／4 DK	20
昭和50年度	弥生2丁目	簡易耐火平家建	3DK	48
昭和50年度	寿1丁目	簡易耐火平家建	3DK	8
昭和50年度	寿1丁目	簡易耐火2階建	3DK	12
昭和50年度	弥生1丁目	簡易耐火平家建	3DK	32
昭和51年度	寿1丁目	簡易耐火2階建	3DK	4

昭和51年度	寿3丁目	簡易耐火平家建	3DK	12
昭和52年度	弥生1丁目	簡易耐火平家建	3DK	12
昭和52年度	寿1丁目	簡易耐火平家建	3DK	2
昭和52年度	弥生1丁目	簡易耐火平家建	3DK/4DK	14
昭和53年度	弥生1・2丁目	簡易耐火平家建	3DK	26
昭和53年度	寿3丁目	簡易耐火平家建	3DK	24
昭和53年度	支笏湖温泉番外地	簡易耐火2階建	3DK	6
昭和54年度	若草4丁目	簡易耐火平家建	3DK	50
昭和55年度	若草4丁目	簡易耐火平家建	3DK	27
昭和56年度	若草4丁目	簡易耐火平家建	3DK	10
昭和57年度	若草4丁目	簡易耐火平家建	3DK	10
昭和59年度	新富1丁目	中層耐火4階建	2DK	8
昭和59年度	新富1丁目	中層耐火4階建	2LDK	20
昭和59年度	新富1丁目	中層耐火4階建	3LDK	36
昭和60年度	新富3丁目	中層耐火4階建	2DK	8
昭和60年度	新富3丁目	中層耐火4階建	2LDK	16
昭和60年度	新富3丁目	中層耐火4階建	3LDK	24
昭和61年度	新富3丁目	中層耐火4階建	2DK	8
昭和61年度	新富3丁目	中層耐火4階建	2LDK	16
昭和61年度	新富3丁目	中層耐火4階建	3LDK	16
昭和62年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2LDK	8
昭和62年度	新富2丁目	中層耐火4階建	3LDK	24
昭和63年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2DK	8
昭和63年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2LDK	16
昭和63年度	新富2丁目	中層耐火4階建	3LDK	32
平成元年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2LDK	8
平成元年度	新富2丁目	中層耐火4階建	3LDK	8
平成2年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2DK	8

平成2年度	新富2丁目	中層耐火4階建	2LDK	8
平成2年度	新富2丁目	中層耐火4階建	3LDK	8
平成3年度	高台3丁目	中層耐火5階建	1LDK	5
平成3年度	高台3丁目	中層耐火5階建	2LDK	18
平成3年度	高台3丁目	中層耐火5階建	3LDK	18
平成4年度	高台3丁目	中層耐火5階建	1LDK	2
平成4年度	高台3丁目	中層耐火5階建	2LDK	18
平成4年度	高台3丁目	中層耐火5階建	3LDK	20
平成5年度	高台3丁目	中層耐火5階建	1LDK	4
平成5年度	高台3丁目	中層耐火5階建	2LDK	26
平成5年度	高台3丁目	中層耐火5階建	3LDK	30
平成6年度	高台3丁目	中層耐火5階建	1LDK	2
平成6年度	高台3丁目	中層耐火5階建	2LDK	13
平成6年度	高台3丁目	中層耐火5階建	3LDK	15
平成6年度	支笏湖温泉番外地	中層耐火3階建	2DK	3
平成6年度	支笏湖温泉番外地	中層耐火3階建	2LDK	6
平成6年度	支笏湖温泉番外地	中層耐火3階建	3LDK	12
平成8年度	高台3丁目	中層耐火5階建	1LDK	2
平成8年度	高台3丁目	中層耐火5階建	2LDK	13
平成8年度	高台3丁目	中層耐火5階建	3LDK	15
平成9年度	新富3丁目	中層耐火5階建	1LDK	20
平成9年度	新富3丁目	中層耐火5階建	2LDK	32
平成9年度	新富3丁目	中層耐火5階建	3LDK	8
平成9年度	豊里5丁目	木造2階建	2LDK	8
平成10年度	新富3丁目	中層耐火4階建	1LDK	12
平成10年度	新富3丁目	中層耐火4階建	2LDK	20
平成10年度	花園7丁目	高層耐火10階建	1LDK	20
平成10年度	花園7丁目	高層耐火10階建	2LDK	22
平成10年度	花園7丁目	高層耐火10階建	3LDK	18

平成12年度	花園 7 丁目	高層耐火10階建	1 LDK	20
平成12年度	花園 7 丁目	高層耐火10階建	2 LDK	22
平成12年度	花園 7 丁目	高層耐火10階建	3 LDK	18
平成13年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	5
平成13年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	11
平成13年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	4
平成14年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	8
平成14年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	13
平成14年度	花園 7 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	7
平成15年度	花園 4 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	10
平成15年度	花園 4 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	25
平成15年度	花園 4 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	15
平成16年度	花園 7 丁目	高層耐火 6 階建	1 LDK	12
平成16年度	花園 7 丁目	高層耐火 6 階建	2 LDK	13
平成16年度	花園 7 丁目	高層耐火 6 階建	3 LDK	11
平成17年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	15
平成17年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	27
平成17年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	18
平成18年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	15
平成18年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	27
平成18年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	18
平成19年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	15
平成19年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	27
平成19年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	18
平成20年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	1 LDK	15
平成20年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	11
平成20年度	新富 2 丁目	中層耐火 5 階建	3 LDK	4
平成20年度	末広 4 丁目	中層耐火 5 階建	2 DK	20
平成20年度	末広 4 丁目	中層耐火 5 階建	2 LDK	1

平成20年度	末広4丁目	中層耐火5階建	3LDK	4
平成20年度	末広8丁目	中層耐火5階建	2DK	15
平成20年度	末広8丁目	中層耐火5階建	2LDK	1
平成20年度	末広8丁目	中層耐火5階建	3LDK	4
平成22年度	末広7丁目	中層耐火5階建	2DK	25
平成22年度	末広7丁目	中層耐火5階建	2LDK	1
平成22年度	末広7丁目	中層耐火5階建	3LDK	9
平成20年度	清水町3丁目	高層耐火10階建	1LDK	18
平成20年度	清水町3丁目	高層耐火10階建	2LDK	15
平成20年度	清水町3丁目	高層耐火10階建	3LDK	17
平成21年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2DK	20
平成21年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2LDK	22
平成21年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	3LDK	18
平成23年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2DK	20
平成23年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2LDK	22
平成23年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	3LDK	18
平成28年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2DK	20
平成28年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	2LDK	42
平成28年度	緑町2丁目	中層耐火5階建	3LDK	18
平成29年度	幸町1丁目	中層準耐火3階建	2LDK	12
令和元年度	幸町3丁目	中層耐火5階建	1LDK	8
令和元年度	幸町3丁目	中層耐火5階建	2LDK	5
令和元年度	幸町3丁目	中層耐火5階建	3LDK	10
令和元年度	幸町5丁目	準耐火2階建	1LDK	5
令和元年度	幸町5丁目	準耐火2階建	2LDK	3
令和2年度	みどり台南1丁目	木造2階建	1LDK	3
令和2年度	みどり台南1丁目	木造2階建	2LDK	7

改良住宅

建設年度	位置	構造	型式	戸数
------	----	----	----	----

昭和41年度	東雲町3丁目	中層耐火4階建	2DK	24
昭和42年度	東雲町3丁目	中層耐火4階建	2DK	24
昭和43年度	東雲町3丁目	中層耐火4階建	2DK	24
昭和44年度	東雲町3丁目	中層耐火4階建	2DK	24

単独住宅

建設年度	位置	構造	型式	戸数
昭和48年度	支笏湖温泉番外地	簡易耐火2階建	3DK	10

第1号様式 (第4条関係)
(表)

受付番号	一般	特定目的

市営住宅入居申込書							
申込 人	現住所			ふりがな			
	電話番号(自宅) (携帯電話)			氏名			
				勤務先電話番号			
市 営 住 宅 に 入 居 す る 者 等	ふりがな 氏名 個人番号	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先等の 名称等	勤続 年数
	申込人	本人	・	・			
			・	・			
			・	・			
	同居 する 親 族		・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
	別居 扶 養 親 族		・	・			
			・	・			
希望 する 住宅 形態 ・ 団地	間取りタイプ				※特定目的住宅		
	第1希望	団地	第4希望	団地	第1希望	団地	
	第2希望	団地	第5希望	団地	第2希望	団地	
	第3希望	団地	第6希望	団地	第3希望	団地	

注 太枠内を記入してください。
※欄は、該当者のみ記入してください。

抽選番号加算対象	寡 障 生 該 当 な し					前回までの通算申込回数					回	
抽選番号												

特目住宅抽選番号	
----------	--

(裏)

住宅の困窮状況

次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。

- 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
- 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
- 4 住宅がないため、親族と同居することができない。
- 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。
- 6 自己の責めによらない理由で家主、貸主等から立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。
- 7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
- 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。
- 9 その他（具体的に記入してください。）

[]

家 賃

毎月支払っている家賃 _____ 円

借家人 _____ 氏に賃貸している家賃（電気、水道及びガスの利用料金を除く。）は、上記のとおり相違なく、また、滞納のないことを証明します。

年 月 日

家主住所 _____

家主氏名 _____

この申込みについては、次のことを誓約します。

- 1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。
- 2 この申告書に偽りの事項があった場合又は申込者若しくは同居しようとする者が暴力団員であることが判明した場合は、入居申込み若しくは当選の無効又は市営住宅の入居の決定の取消しを受けても異議を申し立てません。
- 3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査が必要な場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。
- 4 この申込に係る審査を行うに当たり、千歳市営住宅条例第52条の規定により申込人及びその同居しようとする者が暴力団員であるかどうかについて、市長が警察署長の意見を聴くことに同意します。

年 月 日

千歳市長 様

申込人

収入 計算	年間総収入	年間総所得	控 除 額	収入月額	収入分位	備 考
						適・不適 裁量階層

第2号様式の1 (第4条、第23条関係)

収入報告書(給与証明書)

受給者	職名
	氏名

この欄に前年の源泉徴収票写しを貼付してください。	給与・手当等	月分	支給月日	本 俸	扶養手当	通勤手当	手当	計	
	合 計								(A)
	賞与等	支 給 月 日	摘 要			金 額			
合 計					(B)				

(A)+(B) 総支給金額	円
扶養親族数	人
月額平均 収入	円

上記のとおり支給したことを証明します。

年 月 日

支給者氏名

注 所得のある方個々に過去1年間の支給額を記入し、又は前年の源泉徴収票写しを貼付してください。ただし、支給した月額が1年に満たないときは、支給したその月まで記入してください。

所得 査 定 欄	※この欄は、記入しないでください。						
	(ア) 年間総収入	(イ)所得税法第2章第1節に基づき算出した所得	(ウ) (イ)÷12	扶 養 親 族 数	扶 養 控 除	月 額 平 均 収 入	収 入 準 基
							適
							不適

第2号様式の2 (第4条、第23条関係)

収 入 報 告 書

所 得 の 区 分	収 入 金 額
合 計 (ア)	
必 要 経 費	必 要 経 費 金 額
合 計 (イ)	

上記のとおり報告します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

千歳市長 様

- 注1 給与所得以外の方が、個々に過去1年間の収入額等を記入してください。
 2 所得の月数が1年間に満たないときは、所得のあったその月分までについて記入してください。
 3 所得の区分欄には、事業所得、配当所得等と記入してください。
 4 所得証明書又は確定申告書(写し)を添付してください。

※この欄は、記入しないでください。

所得 査定 欄	(ア)-(イ) 総所得金額 (ウ)	(ウ)÷12	控 除 額	月 額 収 入	収 入 基 準

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「収入報告書」とあるのは「所得報告書」と、「収入額」とあるのは「所得額」と、「月額収入」とあるのは「所得月額」と、「収入基準」とあるのは「所得基準」と修正の上使用するものとする。

様

千歳市長

印

市 営 住 宅 入 居 決 定 書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居について、次のとおり決定しますので、公営住宅法、千歳市営住宅条例その他関係法令等を遵守し、適正に使用してください。

1 入居できる住宅

所 在 地	千歳市
団 地 名	団地 棟 号
構 造 等	
家 賃 月 額	円

2 この決定書により入居できる者

氏 名	続柄	生年月日	備 考	氏 名	続柄	生年月日	備 考

3 市営住宅の使用期間の制限（当該市営住宅が借上市営住宅の場合に記載する。）

この住宅は、民間事業者から期間を定めて借り上げているため、借上期間が満了する前に入居者は明渡しをしなければなりません。なお、この住宅の借上期間の満了日は、年 月 日です。

備考

- 1 決定日から10日以内に請書を提出し、敷金（家賃の2箇月分）を納付願います。
- 2 手続きが完了しましたら、別に市営住宅入居可能日通知書を送付します。
- 3 家賃は、市営住宅入居可能日通知書に記載の入居可能日から発生します。
- 4 家賃は、毎年度、あなたからの世帯の収入等の申告（報告）に基づき、千歳市営住宅条例第12条に規定する算出方法により決定します。
- 5 この決定書は、入居期間中大切に保存してください。

市 営 住 宅 入 居 変 更 承 認 書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった相互交換・住替えについて、次のとおり承認します。

新たに入居を 決定した住宅	所在 住宅 構造 回地 棟 号
家 賃	月額 円也

- 注 1 新たに入居の決定を受けた住宅については、速やかに市営住宅入居請書を提出してください。
- 2 市営住宅入居可能日通知書を別に送付しますので、指定の日までに住宅の移転を完了してください。

第6号様式（第6条、第11条関係）

市 営 住 宅 入 居 請 書

住宅所在地 _____
住宅番号 _____ 団地 _____ 棟 _____ 号 _____
構造等 _____
家賃月額（ _____ 年 _____ 月まで） _____ 円
入居期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで（借上市営住宅に限る。） _____

私は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで上記の市営住宅の入居の決定を受けましたので、入居後は公営住宅法、千歳市営住宅条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

千歳市長 _____ 様

入 居 者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
勤務先住所及び名称 _____
緊急連絡先 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
入居者との関係 _____
備 考 _____
緊急連絡先 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
入居者との関係 _____
備 考 _____

第7号様式 削除

第8号様式 (第8条関係)

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

印

市営住宅入居可能日通知書

あなたは、市営住宅の入居について必要な手続を完了したので、次のとおり入居可能日を通知します。なお、入居可能日から1週間以内に正当な理由なく入居しない場合は、入居の許可を取り消すことがありますので、期限までに入居できない事情があるときは、あらかじめ申し出てください。

1 入居決定した住宅

- (1) 所在地 千歳市
- (2) 団地名 団地 棟 号

2 入居可能日 年 月 日

備考 家賃は、入居可能日から発生します。

市営住宅同居者異動届

年 月 日

様

住宅所在地		
住宅番号	団地	棟号
入居者氏名		

次のとおり同居者に異動があったので、届け出ます。

異動者	氏名	続柄	生年月日	職業	過去1年間の収入	異動の種別	備考
住宅管理人意見		住宅管理人					

添付する書類 異動の事実を証する書類（住民票等）

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「収入」とあるのは「所得」と修正の上使用するものとする。

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

次のとおり市営住宅に世帯員以外の者を同居させたいので、その理由を証明する書類を添えて申請します。また、当該同居させようとする者が暴力団員であるかどうかについて、市長が警察署長の意見を聴くことに同意します。

同居させようとする者	氏 名	入居者との関係	生年月日	職業	過去1年間の収入	現 住 所	備考
	個人番号						
同居期間		年 月 日から 年 月 日まで					
同居の理由							
住宅管理人意見		住宅管理人					

添付する書類

- (1) 入居者と同居者との続柄を証する書類（戸籍謄本等）
- (2) 在学証明書（学生の場合）
- (3) 診断書（健康上の理由の場合）
- (4) その他特別の事情により入居させたいときは、それを証明する書類

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により、市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「収入」とあるのは「所得」と修正の上使用するものとする。

市営住宅同居承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅に世帯員以外の者を同居させることについて、次のとおり承認します。

- 1 同居者氏名
- 2 入居者との関係
- 3 生 年 月 日 年 月 日生
- 4 同 居 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

第12号様式（第11条関係）

市営住宅入居名義人変更許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

	住宅所在地
	住宅番号 団地 棟 号
現入居名義人	氏 名
新入居名義人	氏 名
	現入居名義人との関係

市営住宅入居者の名義を変更したいので、次の事項に同意の上申請します。

- (1) 敷金 円を、新入居名義人に継承すること。
- (2) この申請に係る審査を行うに当たり、新入居名義人及びその同居人が暴力団員であるかどうかについて、市長が警察署長の意見を聴くこと。

氏 名	続柄	年 齢	職 業	過去1年間の収入	備考	在学中の者にあつては、学校名及び学年を記入すること。
	本人					
住宅管理人意見		住宅管理人				

- 注1 この申請書は、2通提出してください。
- 2 現入居名義人と新入居名義人との続柄を証する書類を添付してください。
- 3 申請理由が現入居名義人の死亡による場合は、現入居名義人の死亡の事実を証する書類（戸籍謄本等）を添付してください。

上記の申請を許可します。
年 月 日

千歳市長 印

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「収入」とあるのは「所得」と修正の上使用するものとする。

第13号様式（第13条関係）

(1)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 80%; margin-left: 10px;"> <p style="margin: 0;">千歳市</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">様</p>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">年度</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市営住宅使用料納入通知書</div> <p style="font-size: small; margin-bottom: 10px;">この納入通知書により、各納期の市営住宅使用料をそれぞれの納期限までに納めてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 一 般 会 計 市 営 住 宅 使 用 料 </div> <p style="margin-bottom: 10px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">千歳市長</p>
--	--

(2)

年度		市営住宅使用料納入通知書											
通知書番号		氏名											様
月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月							
市営住宅使用料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
割地賃料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月 別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月							
市営住宅使用料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
割地賃料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(5)

年度		市営住宅使用料納入通知書（口座振替用）					
通知書番号	—	入居者名義人					
請求名義人							
金融機関							
預金種別		口座番号	—	—	—		
月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
市営住宅使用料	円	円	円	円	円	円	
割増賃料							
計							
月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市営住宅使用料	円	円	円	円	円	円	円
割増賃料							
計							

市営住宅家賃（敷金）減免申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所 _____

住 宅 番 号 _____ 団 地 _____ 棟 号 _____

入居者氏名 _____

個 人 番 号 _____

次のとおり家賃（敷金）の減額・免除を受けたいので申請します。

申請種別	1 低収入	2 災害等	3 疾病等	4 失業等	5 その他
申請理由 (具体的に)					
家賃	月額				円

添付書類

- 1 世帯全員の住民票
- 2 申請理由が災害等による場合は、当該事項を証する書類
- 3 申請理由が疾病等による場合は、医師の診断書
- 4 申請理由が失業等による場合は、当該事項を証する書類

第15号様式（第16条関係）

市営住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書

年 月 日

千歳市長 様

住宅所在地 _____
 入居者 住宅番号 _____ 団地 棟 号 _____
 氏 名 _____
 連帯保証人 住 所 _____
 氏 名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____

次のとおり家賃（敷金）の徴収猶予を受けたいので申請します。ついては、 年 月分以降の家賃は、所定の納期限までに相違なく納付するとともに、未納の家賃及び徴収猶予を受けた家賃については、次のとおり納入することを誓約します。なお、万一入居者が誓約を履行しないときは、連帯保証人が本人に代わり直ちに履行します。

家賃敷金	円		未納の家賃		円		年 月 月分			
	納付年月日	納付額	備考	納付年月日	納付額	備考	年	月	月分	
未納の家賃の納付方法				の徴収猶予を受けた家賃						
入居世帯に関する事項	氏 名	続柄	年齢	職業	過去1年間の収入	備考（在学中の者については、学校名及び学年を記入すること。）				
	個人番号	本人								
									
									
									
									
									
									
理由										
住宅管理人意見										

様

千歳市長

印

市営住宅家賃（敷金）減免承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の家賃（敷金）の減免について、次のとおり承認します。

現在の家賃（敷金）	円	減免する家賃（敷金）	円
減 免 の 期 間	年 月分から		月間
	年 月分まで		
減 免 後 の 家 賃 （ 敷 金 ）	円		

備考

- 1 次の場合は、直ちに届け出てください。
 - (1) 生活保護法による扶助を停止若しくは廃止された場合、又は新たに扶助を受けた場合
 - (2) 入居世帯員の数又は世帯の収入に増減があった場合
 - (3) 家賃（敷金）の減免を必要としなくなった場合
- 2 減免の期間が終了した後も減免を希望する場合は、改めて申請してください。

市営住宅家賃（敷金）徴収猶予承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃（敷金）徴収猶予を、次のとおり承認します。

- 1 住宅所在地
- 2 住宅番号 団地 棟 号
- 3 徴収猶予する家賃（敷金）の額 総額 円
- 4 徴収猶予する期間 年 月から
年 月まで 月分
- 5 徴収猶予した家賃（敷金）の納付方法
- 6 年 月以降の家賃は、当該月の末日までに納付してください。
- 7 申請書に記載された次の誓約事項を必ず守ってください。

誓約事項

市営住宅延滞金減免申請書

年 月 日

千歳市長 様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

個人番号

次のとおり延滞金の減免を受けたいので申請します。

申請理由								
	通知書番号	年度	科目	月	住宅使用料額	延滞金額	減免申請延滞金額	減免する延滞金額
	備考							

第20号様式（第23条関係）

市 営 住 宅 収 入 申 告 書

千歳市長

様

(年 月 日提出)

管理 No.		団地名		団地		棟		号	
住宅番号									
住 所									
氏 名	電話番号								

次のとおり申告します。

氏 名	続柄	生年月日	年齢	所 得 の 状 況			個人番号	控 除 要 件 の 対 象 状 況						所得金額	控除金額	
				所得種類	勤務先等	年間所得		給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦			ひ親
入居者																
同居者																
別居扶養親族																

※ 太枠内を記入してください。

添付する書類

所得証明（市発行のものに限る。）、源泉徴収票等の所得を証明できる書類（同居者分を含む。）

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合には、様式中「市営住宅収入申告書」とあるのは「市営住宅所得申告書」と修正の上使用するものとする。

千 第 号
年 月 日

団地 棟 号
様

千歳市長 印

市 営 住 宅 収 入 認 定 通 知 書

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の収入等により、次のとおり収入を認定しましたので、千歳市営住宅条例第18条第4項の規定により通知します。また、認定した収入により、年度のあなたの家賃の額を決定しましたので、併せて通知します。

なお、年度の途中において、同居者の異動等により収入額に変動がある場合は、再度収入を認定し、及び家賃の額を決定しますので申し出てください。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦	ひ親
合 計															
【世帯総所得】				【扶養控除】			【特別控除】			【認定収入月額】					
{ 円 - (円 × 人 + 円) } ÷ 12 = 円															

備考 この収入の認定に意見があるときは、通知を受けた日から14日以内に理由を示して市営住宅収入認定に対する意見申立書により市長に対し意見を述べることができます。

2 年度（ 年 月～）の家賃の額

収入階層	あなたの	年度の家賃の額	円
		月から 月まで	円
		月から 月まで	円

3 収入階層

収入階層	収入月額の範囲	収入階層	収入月額の範囲
1	～	5	～
2	～	6	～
3	～	7	～
4	～	8	～

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「市営住宅収入認定通知書」とあるのは「市営住宅所得認定通知書」と、「収入等」とあるのは「所得等」と、「収入を」とあるのは「所得を」と、「収入に」とあるのは「所得に」と、「収入額」とあるのは「所得額」と、「収入認定結果」とあるのは「所得認定結果」と、「認定収入月額」とあるのは「認定所得月額」と、「収入の」とあるのは「所得の」と、「市営住宅収入認定に対する意見申立書」とあるのは「市営住宅所得認定に対する意見申立書」と、「収入月額の」とあるのは「所得月額の」と修正の上使用するものとする。

第22号様式（第24条関係）

市営住宅収入認定に対する意見申立書

年 月 日

千歳市長 様

住宅所在地 _____

住宅番号 _____ 団地棟号 _____

入居者氏名 _____

年 月 日付け千 第 号をもって収入・収入超過者・高額所得者の認定を受けましたが、この認定に意見がありますので、次のとおり申し立てます。

入居年月日	年 月 日	家賃	月額	円				
通知を受けた収入額	月額	円 = (収入額 円) - (控除額 円)						
自己で計算した収入額	月額	円 = (収入額 円) - (控除額 円)						
同居者の収入額	氏名 個人番号	続柄	年齢	職業	年 収	所得控除額	月 収	備考

	計	扶養親族数	人					
意見申立理由								

添付する書類 意見申立の理由を証明する書類

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「市営住宅収入認定に対する意見申立書」とあるのは「市営住宅所得認定に対する意見申立書」と、「収入・収入超過者・高額所得者」とあるのは「所得」と、「収入額」とあるのは「所得額」と、「月収」とあるのは「所得月額」と修正の上使用するものとする。

第23号様式（第24条関係）
（1）

市営住宅収入認定更正通知書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

先に通知した収入基準超過認定に対して意見の申立てがあったので、再度調査した結果、次のとおりその認定を更正します。

入居年月日	年 月 日		家賃（A）		月額	円
同居者の収入額	氏 名	続 柄	年 収	所得金額	月 収	備 考
		本人				扶養親族数（ 人）
	計				（B）	
更正収入額（C）	月額 円（ 円 - 円）			（B）-住宅扶養控除額	更正前の収入額	円
更正収入基準超過額	月額 円（ 円 - 円）			（C）-収入基準額	更正前の超過額	円
収入超過者の家賃の徴収の有無	有 ・ 無		適用率			
支払う家賃額	月額 円（ （A） + 近傍同種家賃 × 率 円 + 円 × ）					
徴収の始期	年 月 日					

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「市営住宅収入認定更正通知書」とあるのは「市営住宅所得認定更正通知書」と、「収入基準超過認定」とあるのは「所得認定」と、「の収入額」とあるのは「の所得額」と、「月収」とあるのは「所得月額」と、「更正収入額」とあるのは「更正所得額」と修正の上使用するものとする。

(2)

市営住宅収入認定更正通知書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

先に通知した収入基準超過認定に対して意見の申立てがあったので、再度調査した結果、次のとおりその認定を更正します。

入居年月日	年 月 日	家賃(A)	月額	円		
同居者の収入額	氏名	続柄	年収	所得金額	月収	備考
		本人				扶養親族数(人)
	計				(B)	
更正収入額(C)	(B)-住宅扶養控除額			更正前の収入額	円	
	月額	円(円-円)			
更正収入基準超過額	(C)-収入基準額			更正前の超過額	円	
	月額	円(円-円)			
割増賃料徴収の有無	有・無		割増賃料適用倍率			
割増賃料	月額	円((A)	× 倍率	円×)	
徴収の始期	年 月 日					

第24号様式（第24条関係）

市営住宅収入認定意見棄却通知書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

先に通知した収入認定について意見の申立てがあったので再度調査した結果、次の理由によりこれを棄却します。

棄却の理由

注 千歳市営住宅条例第34条の規定により市営住宅を特定公共賃貸住宅として使用させる場合については、様式中「市営住宅収入認定意見棄却通知書」とあるのは「市営住宅所得認定意見棄却通知書」と、「収入認定に」とあるのは「所得認定に」と修正の上使用するものとする。

第25号様式（第25条関係）
（1）

千 第 号
年 月 日

団地 棟 号
様

千歳市長 印

市 営 住 宅 収 入 超 過 認 定 通 知 書

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の収入等により、次のとおり収入を認定するとともに、収入が千歳市営住宅条例第5条第1項第2号の金額を超えていますので、あなたを収入超過者として認定します。また、認定した収入により、年度のあなたの家賃の額を決定しましたので、併せて通知します。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦	ひ親
合 計															
【世帯総所得】				【扶養控除】			【特別控除】			【認定収入月額】					
$\{ \text{円} - (\text{円} \times \text{人} + \text{円}) \} \div 12 = \text{円}$															

2 年度（ 年 月～）の家賃の額

収入階層	あなたの	年度の家賃の額	円
		月から 月まで	円
		月から 月まで	円

3 収入階層

収入階層	収入月額の範囲	収入階層	収入月額の範囲
1	～	5	～
2	～	6	～
3	～	7	～
4	～	8	～

備考

- 収入基準の超過に伴い、あなたは、公営住宅法第28条第1項の規定によりこの市営住宅を明け渡すように努めなければなりません。
- この収入の認定に意見があるときは、通知を受けた日から14日以内に理由を示して市営住宅収入認定に対する意見申立書により市長に意見を述べる事ができます。
- 年度の途中において、同居者の異動等により、収入額に変動がある場合は、再度認定しますので申し出てください。

(2)

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

印

市営住宅収入超過認定通知書

あなたの収入月額（同居者の収入を含む。）は、収入申告（報告）書による調査の結果、次のとおり収入基準を超過していると認定したので通知します。

入居年月日		年 月 日		家賃 (A)		月額	円
同居者の収入額	氏 名	続柄	年 収	所得金額	月 収	備 考	
		本人				扶養親族数(人)	
	計				(B)		
収入認定額 (C)		月額		円 ((B) - 扶養控除額 円 - 円)	
収入基準超過額		月額		円 ((C) - 収入基準額 円 - 円)	

※明渡しの努力義務の発生及び収入超過者の家賃の徴収について

収入基準の超過に伴い、あなたは、住宅地区改良法第29条の規定により、
年 月 日から、この市営住宅を明け渡すよう努めなければならない義務が発生することとなります。引き続いて入居することはできますが、そのときは次のとおり割増賃料を徴収することとなりますので、毎月末日（12月は、25日）までに家賃と同時に納入してください。

割 増 賃 料	月額	家賃(A) × 倍率 円 (円 ×)
割 増 賃 料 徴 収 の 始 期	年 月 日	

備考

- 1 この収入の認定に意見があるときは、通知を受けた日から14日以内に理由を示して市営住宅収入認定に対する意見申立書により市長に意見を述べることができます。
- 2 収入が、同居者の異動等により収入基準を超えなくなったとき、又は収入基準超過額に変動があったときは、市営住宅収入認定に対する意見申立書により市長に更正を申し立てることができます。

団地 棟 号
様

千歳市長 印

市 営 住 宅 高 額 所 得 者 認 定 通 知 書

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の収入等により、次のとおり収入を認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第9条に規定する基準を2年連続で超えていますので、あなたを高額所得者と認定します。また、認定した収入により、年度のあなたの家賃の額を決定しましたので、併せて通知します。

なお、千歳市営住宅条例第22条第1項の規定により、当該市営住宅の明渡しを求めることがあることを念のため申し添えます。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦	ひ親
合 計															
【世帯総所得】				【扶養控除】			【特別控除】			【認定収入月額】					
{ 円 - (円 × 人 + 円) } ÷ 12 = 円															

※配偶者以外の同居者の所得金額は、 円を超える金額について合算しています。

2 年度（ 年 月～）の家賃の額

収入階層	あなたの	年度の家賃の額	円
		月から 月まで	円
		月から 月まで	円

3 収入階層

収入階層	収入月額の範囲	収入階層	収入月額の範囲
1	～	5	～
2	～	6	～
3	～	7	～
4	～	8	～

備考

- この収入の認定に意見があるときは、通知を受けた日から14日以内に理由を示して市営住宅収入認定に対する意見申立書により市長に対し意見を述べることができます。
- 年度の途中において、同居者の異動等により収入額に変動がある場合は、再度認定しますので申し出てください。

市営住宅明渡し請求書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

住 宅 所 在 地	千歳市
団 地 名	団地
住 宅 番 号	棟 号
入 居 者 氏 名	
明渡し請求指定日	年 月 日
明渡し請求理由	
そ の 他	

- 注1 明渡し請求理由が千歳市営住宅条例第24条第3項による場合は、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃と支払いを受けた家賃との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍の額の金銭を損害賠償金として徴収することができます。
- 2 明渡し請求理由が千歳市営住宅条例第24条第4項による場合は、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍の額の金銭を損害賠償金として徴収することができます。

公営住宅建替事業入居希望申出書

住宅所在地			
住宅番号	団地	棟	号
入居者氏名			

公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に引き続き入居を希望するので、申し出ます。

1 新たに整備される住宅に入居しようとする者

	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

2 新たに入居する住宅の希望等

間取り	1LDK・2LDK・3LDK	特殊事情等	
階数	階		
その他			

※ 同居していない者を新たに同居させようとするときは、同居の承認が必要です。
 また、同居させようとする者に収入があるときは、同居を承認できないことがあります。

年 月 日

市営住宅駐車場使用申込書

千歳市長 様

住 所
 団地 棟 号
 氏 名
 個人番号

市営住宅の駐車場を自ら使用するため、次のとおり申し込みます。

なお、使用申込みに当たっては、千歳市営住宅条例等関係法令を遵守することを誓約します。

1 車の使用者名（車の所有者のみ記入） _____
 入居者との続柄 本人・配偶者・子・その他（ _____ ）

2 使用開始希望日 年 月 日から

3 保管する自動車の概要（自動車検査証等を見て記入してください。）

車 種	登録番号	車 名	型 式	車体番号	大 き さ
・ 軽自動車 ・ 普通乗用車 ・ その他 ()					長さ cm 幅 cm 高さ cm
備 考					

（表）

<p>市営住宅駐車場使用許可書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p>団地 棟 号 様</p> <p style="text-align: right;">千歳市長 印</p> <p>年 月 日申込みの市営住宅駐車場の使用について、次のとおり許可します。</p>				
許可する場所	団地 一 号区画			
保管する自動車の概要	車の使用者名		使用区分	<input type="checkbox"/> 入居者 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> その他
	登録番号	車 名	型 式	車 体 番 号
使用料月額	円			
許可期間	駐車場使用可能日 年 月 日から 年 月 日まで			
使用条件	裏面記載のとおり			
<p>備考 自動車を保管するときは、市営住宅駐車場許可証を常に車両内の見やすい場所に掲示してください。</p>				

(裏)
使 用 条 件

- 1 用途
使用を許可された駐車場は、入居者又は同居者自らの使用に供さなければなりません。
- 2 使用期間
使用期間は、その満了日までに市又は使用者から特段の申出がない場合には、満了日の翌日から1年間延長するものとし、それ以降も同様とします。
- 3 使用料
使用料は、毎月末日（12月にあっては25日とし、月の途中において駐車場を返還した場合にあっては返還した日とします。）までにその月分を納入してください。
- 4 使用料の変更
物価の変動等により、市長が特に必要があると認める場合には、使用料を変更することがあります。この場合には、変更後の使用料を納付しなければなりません。
- 5 維持管理
使用者は、常に清掃、除雪等の駐車場の適正な維持管理に努めてください。
- 6 禁止行為
次に掲げる行為は、しないでください。
 - (1) 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡すること。
 - (2) 駐車場に引火性若しくは発火性のある物品又は他の者の駐車場の支障となる物品を持ち込むこと。
 - (3) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
 - (4) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に利用すること。
 - (5) 駐車場で騒音を発生させる等、生活環境を害すること。
 - (6) その他駐車場の管理に支障を来すこと。
- 7 変更届
保管している車両の変更等により市営住宅駐車場使用許可書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市営住宅駐車場使用状況変更届（第36号様式）を市長に提出してください。
- 8 返還届
駐車場を返還しようとするときは、市営住宅駐車場返還届（第37号様式）を提出してください。
- 9 使用許可の取消し
使用者が次のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、返還を命ずることがあります。
 - (1) 不正行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に破損し、汚損し、又は滅失したとき。
 - (4) 正当な理由がなく15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 市営住宅を退去したとき。
 - (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居人を含む。）。
 - (7) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 10 排除措置等
使用許可の取消しにより返還の命令を受けたにもかかわらず、義務を履行しないときは、市は、駐車している自動車を排除することがあります。
- 11 損害賠償
自己の責めに帰すべき理由によって、駐車場又はその附帯する設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
市は、駐車場内における盗難、事故等により使用者が損害を受けることがあっても、賠償の責めを負いません。
- 12 実地調査等
市は、使用を許可した駐車場について実地調査をし、その使用に関して必要な報告を求め、指示することがあります。

第31号様式（第39条関係）

市営住宅駐車場使用料減免申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所
団地 棟 号
氏 名
個人番号

市営住宅駐車場使用料の減免を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用駐車場 団地 一 号区画

減免を受けようとする理由

添付書類 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

市営住宅駐車場使用料減免承認書

千 第 号
年 月 日

団地 棟 号
様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅駐車場使用料の減免を、次のとおり承認します。

1 駐車場使用料の減免適用事由

2 駐車場使用料の減免事項

使用料の額	円
減免適用割合	割
減 免 額	円
減免後の額	円
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで

第34号様式 (第39条関係)

市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅駐車場使用料の徴収猶予を、次のとおり承認します。

1 住宅所在地

2 住宅番号 団地 棟 号

3 徴収猶予する駐車場使用料の額 総額 円

4 徴収猶予する期間 年 月から
年 月まで 月分

5 徴収猶予した駐車場使用料の納付方法

6 年 月以後の駐車場使用料は、当該月の末日までに納付してください。

7 申請書に記載された次の誓約事項を必ず守ってください。

誓約事項

第35号様式（第42条関係）

(1)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 様 </div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;">年度</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;">市営住宅駐車場使用料納入通知書</div> <p style="font-size: 0.8em;">この納入通知書により、各納期の市営住宅駐車場使用料をそれぞれの納期限までに納めてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;">一般会計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市営住宅駐車場使用料</div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px;">千歳市長 印</p>
--	--

(2)

年度		市営住宅駐車場使用料納入通知書						
通知書番号		氏名						様
月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		
市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料	円	円	円	円	円	円		
月 別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料	円	円	円	円	円	円		

(3)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">千歳市</div>	納入済通知書	納入書																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 45%;">02700-4-960009</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>千歳市会計管理者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	口座番号	02700-4-960009	合計額	円	加入者名	千歳市会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>								備考		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 45%;">02700-4-960009</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>千歳市会計管理者</td> </tr> </table>	口座番号	02700-4-960009	加入者名	千歳市会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 45%;">02700-4-960009</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>千歳市会計管理者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	口座番号	02700-4-960009	合計額	円	加入者名	千歳市会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>								備考		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>							
口座番号	02700-4-960009	合計額	円																																																			
加入者名	千歳市会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																				
備考		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																				
口座番号	02700-4-960009																																																					
加入者名	千歳市会計管理者																																																					
口座番号	02700-4-960009	合計額	円																																																			
加入者名	千歳市会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																				
備考		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																				
CVS 収納用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;"> <small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>領収日付印</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(千歳市保管)</p>	<small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small>	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>領収日付印</td></tr> </table>	領収日付印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;"> <small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>備考</td><td>領収日付印</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	<small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small>	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>備考</td><td>領収日付印</td></tr> </table>	備考	領収日付印																																													
<small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small>																																																						
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>領収日付印</td></tr> </table>	領収日付印																																																					
領収日付印																																																						
<small>銀行振替システム (コンビニ振替)</small>																																																						
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td>備考</td><td>領収日付印</td></tr> </table>	備考	領収日付印																																																				
備考	領収日付印																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">取りまとめ店</td> <td>〒047-8794 小樽貯金事務センター</td> </tr> </table>	取りまとめ店	〒047-8794 小樽貯金事務センター	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 上記の金額を領収しました。 (北海道千歳市) 収入代行振替システム 領収日付印 </td> </tr> </table>		合計額	円	上記の金額を領収しました。 (北海道千歳市) 収入代行振替システム 領収日付印																																															
取りまとめ店	〒047-8794 小樽貯金事務センター																																																					
合計額	円																																																					
上記の金額を領収しました。 (北海道千歳市) 収入代行振替システム 領収日付印																																																						
		<small>金融機関又はゆうちょ銀行等(コンビニ振替)</small>																																																				
		<small>収入印紙不要 (納入者保管)</small>																																																				

切り取らないでお出しください。

お問合せ窓口は裏面に記載されています。

(4)

年度	市営住宅駐車場使用料納入通知書 (口座振替用)		
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 100%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">様</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通知書番号</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">千歳市長 印</p>	通知書番号	—
通知書番号	—		
<p>◎ 右記の口座から振り替えさせていただきます。</p> <p>◎ 振替日は、毎月末日 (12月は、25日) です。ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝祭日である場合は、その翌日となります。</p> <p>◎ 市営住宅駐車場使用料の納付済確認通知書 (口座振替分) は、翌年度の4月に発行いたします。</p>			

(5)

年度		市営住宅駐車場使用料納入通知書（口座振替用）					
通知書番号	—	入居者名義人					
口座名義人							
金融機関							
預金種類		口座番号	—	—	—		

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
市営住宅駐車場 使用料	円	円	円	円	円	円
計						

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市営住宅駐車場 使用料	円	円	円	円	円	円	円
計							

第36号様式（第46条関係）

市営住宅駐車場使用状況変更届

年 月 日

様

住 所
 団地 棟 号
 氏 名

次の理由により、市営住宅駐車場使用状況を変更したいので届け出ます。

駐車場使用場所	団地 一 号区画
---------	----------

事 項		現 状	変 更 後
入 居 者 名			
車	使用者名		
	車 種		
	登録番号		
	車 名		
	型 式		
	車体番号		
両 大 き さ	長 さ		
	幅		
	高 さ		

注 変更の事実を証する書類（車検証等）を添付してください。

市 営 住 宅 駐 車 場 返 還 届

年 月 日

様

住 所
団地 棟 号
氏 名

次のとおり市営住宅駐車を返還したいので届け出ます。

なお、市営住宅駐車場使用許可条件等を厳守履行の上、返還することに相違ありません。

1 返還する駐車場 団地 一 号区画

2 返還する日 年 月 日

3 返還する理由

ア 退 去 イ 自動車の不使用 ウ その他（ ）

4 確認事項

（1）車両の移動 済 未

（2）使用料の納入 済 未

市営住宅駐車場使用許可取消通知書

年 月 日

団地 棟 号
様

印

次のとおり市営住宅駐車場の使用について許可を取り消すので通知します。

1 許可を取り消す駐車場 団地 ー 号区画

2 取消日 年 月 日

3 取消しの理由

- (1) 不正行為により使用許可を受けたため
- (2) 使用料を3月以上滞納したため
- (3) 駐車場を故意にき損したため
- (4) 正当な理由なく継続して15日以上駐車場を使用しないため
- (5) 退去したため
- (6) 暴力団員であることが判明したため（同居人を含む。）
- (7) その他（ ）

市営住宅不在届

年 月 日

様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

不在期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

不在となる理由

緊急時連絡先 住所
相手
電話

様方

市営住宅一部用途変更申出書

年 月 日

千歳市長 様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

次のとおり市営住宅の一部を住宅以外の用途に変更したいので、誓約書を添えて申し出ます。

一部用途変更の理由	
一部用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部用途変更をする部分の構造	(変更する部分の図面2部添付)
住宅管理人意見	住宅管理人
誓約書	
<p>市営住宅の一部用途変更について承認を受けたときは、公営住宅法、千歳市営住宅条例その他法令等を厳守することはもちろん、承認を受けた期間にかかわらず、市長において管理上必要と認めて指示された場合には、自費で原状に回復し、市に対し一切迷惑をかけないことを誓約いたします。</p>	
年 月 日	
千歳市長	様
	入居者

市営住宅一部用途変更承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申出のあった市営住宅一部用途変更について、次の条件を付して承認します。

- 1 用途変更に伴う経費は、すべて本人が負担すること。
- 2 申出の用途以外には使用しないこと。
- 3 市長が指示する場合又は退去の際は、自費をもって原状に回復すること。

第42号様式（第52条関係）

市営住宅模様替、増築、建物等設置申出書

年 月 日

様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

次のとおり市営住宅の模様替え、増築、建物等の設置をしたいので、誓約書を添えて申し出ます。

模様替え、増築部分、設置する建物等の名称	
申出理由	
規模及び構造	
施工の期間	承認の日から 日間
助成の有無	1 介護保険住宅改修 2 身体障害者住宅改修資金助成 3 日常生活用具給付 4 その他
<p>誓約書</p> <p>市営住宅の模様替え、増築、建物等設置について承認を受けたときは、公営住宅法、千歳市営住宅条例その他法令等を厳守することはもちろん、その施工に際しては、住宅及び附帯施設に損傷を与えないこと、及び模様替え、増築、建物等の設置部分については、一切の権利を設定することなく、市長において管理上必要と認めて指示された場合は、自己の費用で撤去すること、並びに退去のときは、市長の承認を得た場合を除いて、原状に回復し、市に対し一切迷惑をかけないことを誓約いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>千歳市長 様</p> <p style="text-align: right;">入居者</p>	

第43号様式（第52条関係）

市営住宅模様替、増築、建物等設置承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

印

年 月 日付けで申出のあった市営住宅模様替え、増築、建物等設置について、次の条件を付して承認します。

- 1 模様替え等に伴う経費は、すべて本人が負担すること。
- 2 申出の用途以外には使用しないこと。
- 3 市長が指示する場合又は退去の際は、自費をもって原状に回復すること。ただし、介護保険住宅改修、身体障害者住宅改修資金助成又は日常生活用具給付のいずれかの助成を受けて設置した設備については、市営住宅原状回復免除申出書の提出により、原状回復の免除を受けることができます。

市営住宅退去届

年 月 日

様

住宅所在地

住宅番号 団地 棟 号

入居者氏名

次のとおり市営住宅を退去するので、届け出ます。

なお、市営住宅の入居条件、公営住宅法、千歳市営住宅条例その他法令等を厳守の上、貴職指定の職員に引き継ぐことを併せて申し添えます。

- 1 退去年月日 年 月 日
- 2 転居先住所
電話番号
- 3 退去の理由 自家の新築、転勤、不便、交通費過大、家庭の事情、帰郷、親族と同居、その他（ ）
- 4 家賃 月分まで納入 月分は未納
- 5 水道連絡（ 済 ・ 未済 ）
- 6 ガス連絡（ 済 ・ 未済 ）
- 7 電気連絡（ 済 ・ 未済 ）
- 8 市営住宅の鍵 本
（物置の鍵） 本

退去届に基づく検査の結果は、次のとおりです。

区 分	状 況
入居者が設置した物（湯沸器、灯油タンク等）の撤去並びに住宅の内外及び換気扇の清掃状況	
水道（水落とし等）、ガス（元栓）及び電気（ブレーカー）の処理状況	
ふすま（又は障子）の張替えその他本人の責めによる破損個所の修理状況	
畳 の 表 替 え	業 者 名 電話 領 収 書 金 額 円
そ の 他	受領した鍵の本数 本（うち物置 本） 業者等に預けている鍵（業者名、連絡先及び本数）

年 月 日

住宅管理人

市営住宅原状回復免除申出書

年 月 日

様

申出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで承認を受けて実施した模様替え等について、原状回復の免除を受けたいので、次のとおり申し出ます。

なお、模様替え等により設置した設備の所有権等の権利は、すべて放棄します。

1 申出理由等

申出住戸	団地	棟	番号
申出理由			

2 模様替え等を必要としていた者

氏 名	年 齢	生 年 月 日
		年 月 日
要介護状態区分	障害者等級	利用した住宅改修助成等
要介護（ ） 要支援	種 別	1 介護保険住宅改修 2 身体障害者住宅改修資金助成 3 日常生活用具給付

3 模様替え等により設置した設備の仕様等

--

市営住宅原状回復免除承認書

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申出のあった市営住宅原状回復免除について、次のとおり承認します。

承認する住戸	回地 棟 号
承認する模様替えの内容	
備 考	

第48号様式（第62条関係）

(表)

	第 号
	千歳市営住宅立入検査員証
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
	上記の者は、千歳市営住宅の検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日
	印

(裏)

千歳市営住宅条例抜粋
（住宅の検査）
第51条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指示した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の規定により検査する場合は、当該市営住宅の入居者の承諾及び立会いを得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。